

令和4年1月9日

お客様へ

株式会社 協同社
山梨中央自動車教習所

「まん延防止等重点措置」を受けてのお願い

山梨県知事より、新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請に基づき、県民に対して、「まん延防止等重点措置」の対象地域への移動は通勤・通学等、やむを得ない事情がある場合を除き、自粛要請がなされました。(令和4年1月31日まで)

これを受け、やむを得ない事情を除き、「まん延防止等重点措置」が発令されている当該対象地域に往来された方は、本県に戻られてから2週間経過するまで入所及び来所(教習・講習等)はお控え下さい。

「まん延防止等重点措置」の対象地域への往来は控えるとともに、往来された場合には、ご申告の程、よろしく願いいたします。

なお、この件に対するキャンセル等、電話連絡をいただければ、次回予約を相談させていただきます。この場合のキャンセル料はいただきません。(ワクチン接種を完了された方は、窓口にご相談下さい。)

新型コロナウイルス感染防止対策のため、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。ご不明な点は、窓口までお問い合わせ下さい。

「まん延防止等重点措置」対象地域(令和4年1月9日現在)

山口県・広島県・沖縄県